

蚊里田市民農園(サラダパーク蚊里田)の 賃借地の返還とその後の対応について

1 蚊里田市民農園の概要

- 開設 平成6年4月
- 根拠 長野市市民農園の設置及び管理に関する条例
- 区画 76区画 (R2利用率100%)
- 管理棟 1棟 (木造、46.57㎡)
- 指定管理者 一般社団法人コミわかグリーン倶楽部
- 指定管理料 なし
- 指定管理期間 平成28年度から令和2年度まで
- 土地賃借期間 令和5年3月31日まで (9,240㎡)
地権者3名 (個人2名、市)

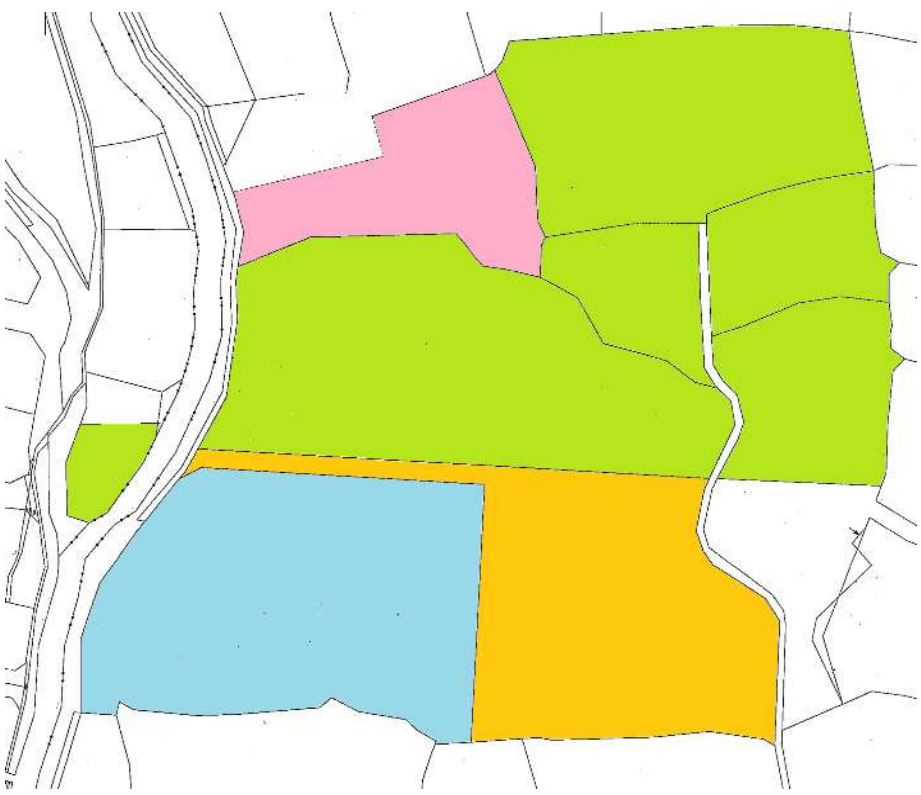
農林部農業政策課



2 土地の返還要請について(これまでの経過)

平成29年 地権者 A から返還要請
 平成30年 9月 農園利用者に通知 (賃借地の一部返還に伴う駐車場及び農園区画の減少)
 平成31年 3月 駐車場及び農園区画の農地復旧工事
 平成31年 4月 賃借地の一部を返還

地権者	土地	施設	返還の状況
A	1筆850㎡	農園4区画、駐車場	H31.4返還済み
	6筆5,287㎡	農園41区画、駐車場、休憩棟、トイレ	今回の返還対象
B	1筆2,069㎡	農園20区画	
長野市	1筆1,884㎡	農園15区画	



区画の増減
 H30年度 80区画
 R元年度 76区画

3 協議事項

(1) 土地の返還について

指定管理期間が満了する令和3年3月31日以降に返還する。

(2) 蚊里田市民農園の廃止について

市民農園整備促進法では、「農地」及び「市民農園施設※」の総体を「市民農園」としている。

(※農機具収納施設、トイレ等の休憩施設、駐車場等)



蚊里田市民農園の施設は、返還する地権者Aの土地に存在するため撤去が必要



法の求めを満たさない



地権者Bは、自宅から離れた当該土地を引き続き貸し付けたい意向がある。

コミわかグリーン倶楽部が、蚊里田市民農園に隣接する土地に市民菜園を開設している。



コミわかグリーン倶楽部の農園として利用を検討（倶楽部では前向きな姿勢）



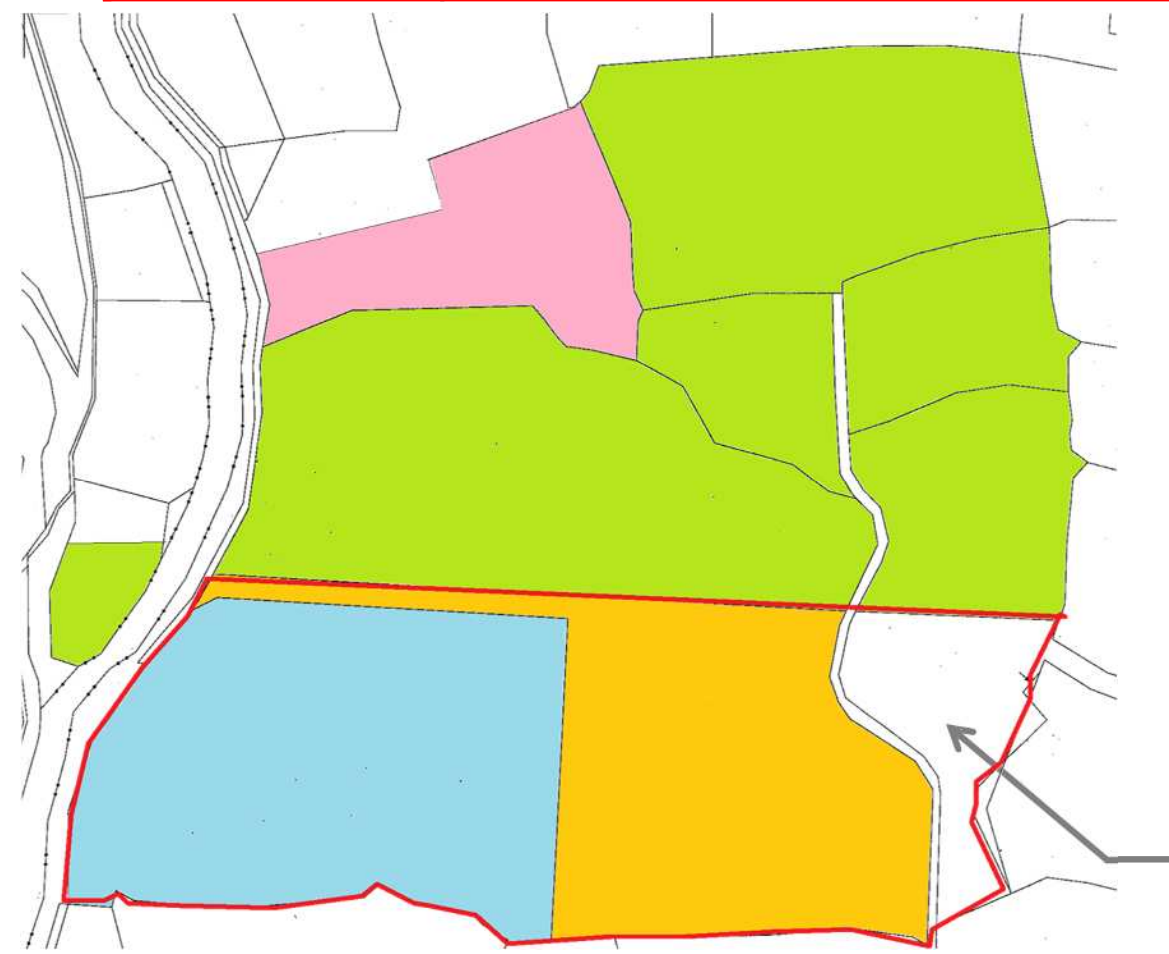
市有の蚊里田市民農園を廃止し、地域が運営主体となる農園とする。

(3) 今後の予定について

令和2年10月7日	政策説明会	賃借地の返還とその後の対応を説明
12月	市議会	条例改正案（施行R3.4.1）を提出
令和3年1月から	利用者に説明	代替の市民農園や市民菜園を紹介
4月から	工事	農地復旧、土地の返還

4 返還要請以外の土地について

現状	地権者	土地	施設	令和3年度
蚊里田市民農園 (賃借地)	A	1筆850㎡	農園4区画、駐車場	返還
		6筆5,287㎡	農園41区画、駐車場、休憩棟、トイレ	
	B	1筆2,069㎡	農園20区画	コミわか農園 として市民に 貸付
	長野市	1筆1,884㎡	農園15区画	
コミわか農園			農園8区画	



※白色の土地
令和元年度開設
コミわか農園